

第28回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年9月24日（水曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 64号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 65号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第142号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 7 | 議案第143号 現況証明願について | 1件 |
| 第 8 | 議案第144号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 9 | 議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第146号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第11 | 議案第147号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 5件 |

○出席委員（12名）

1番 平山 正志 君	2番 澁谷 洋 君	4番 小野寺典男 君
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	7番 森田 享子 君
8番 舟山 珠代 君	9番 津野 斉 君	11番 笛木 眞一 君
14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（4名）

3番 大泉 義明 君	10番 甲斐やす子 君	12番 山本 政弘 君
13番 熊谷 英二 君		

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第28回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は12名、欠席4名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・佐藤松喜君 6番・渡邊君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第28回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第64号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第64号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第64号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 66.6 h a

指名年月日 令和 7 年 8 月 2 8 日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 6 4 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 6 5 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 6 5 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 6 5 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

報告年月日 令和 7 年 9 月 3 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字ヌマオロ原野 3 8 - 1

現況地目 畑

面積 61,738㎡外 17筆、合計面積666,092㎡

価格 27,358,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

報告第65号、番号1について報告いたします。

令和7年9月3日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第65号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第142号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第142号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第142号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野42-1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、76,249㎡外30筆、合計面積は463,705㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年7月31日。

契約期間、平成27年7月31日から令和7年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年4月4日となっております。

番号2については、賃借人、設定内容が番号1と同じでありますので説明を省略致します。

番号2

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字熊牛原野22-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,423㎡外31筆、合計面積は203,348㎡。

契約年月日、令和2年5月28日。

契約期間、令和2年5月28日から令和7年5月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年4月3日となっております。

なお、番号1から番号2については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件は原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野15-11

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、23,238㎡外12筆、合計面積は369,508.02㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和4年1月31日。

契約期間、令和4年1月31日から令和7年8月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年4月25日となっております。

なお、番号3については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第142号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第143号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第143号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第143号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号 1

土地の所在、字上多和原野基線 7 - 1

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、2,800㎡外 1 筆、合計面積5,800㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員

調査年月日、令和 7 年 8 月 1 5 日

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番、平山です。

議案第 1 4 3 号、番号 1 について報告いたします。

令和 7 年 8 月 1 5 日に、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

1 番、平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 4 3 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 4 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 1 4 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第144号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、除外。

地番、字ヌマオロ原野基線64番8

現況地目、山林。

面積、13,800㎡の内1,529.50㎡

事業主体、標茶町

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定しました。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第144号 番号1について報告いたします。

令和7年9月10日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第144号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第145号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第145号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第145号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野50-7の内。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、7,918.44㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、火山灰採取のため

転用計画内容、期間、許可日から3年間。

採取地6,100.02㎡、作業敷地1,046.57㎡、保安地761.85㎡、搬出路10.00㎡、採取量44,410㎥。

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番・嶋中です。

議案第145号 番号1について報告いたします。

令和7年9月16日に、渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の5ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で火山灰採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第145号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第146号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第146号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第146号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり1件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月15日。

土地の所在、字栄218-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積139,882㎡

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
以上をもって、議案第146号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第147号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第147号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容5件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号2と番号3、番号4と番号5は同様の案件のため、一括審議に供したいと思
います。

これにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2と番号3、番号4と番号5の内容4件を一括議題と致します。
番号1を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第147号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18
条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)
の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積
等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり5件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん、番号2以下、説明する場合は、●●●●さ
んと省略させていただきます。

土地の所在、字ヌマオロ原野38-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,738㎡外16筆、合計面積666,092㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年10月14日。

対価の支払い期限、令和7年12月26日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、27,358,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2から番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字片無去24-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積16,182㎡外1筆、合計面積41,975㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年10月14日から令和17年10月13日。

金額、年間130,122円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号3については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号2、番号3については山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第147号、番号2から番号3について報告いたします。

9月20日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号4から番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、塘路278-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積56,797㎡外15筆、合計面積515,617㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年10月14日から令和27年10月13日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号5については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号4と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号4から番号5については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君） 9番、津野です。

議案第147号、番号4から番号5について報告いたします。

9月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号4から番号5まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第147号、内容5件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第28回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第28回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時28分閉会）